

遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証 成果報告会

令和3年3月8日
初等中等教育局情報教育・外国語教育課長
今井 裕一



文部科学省

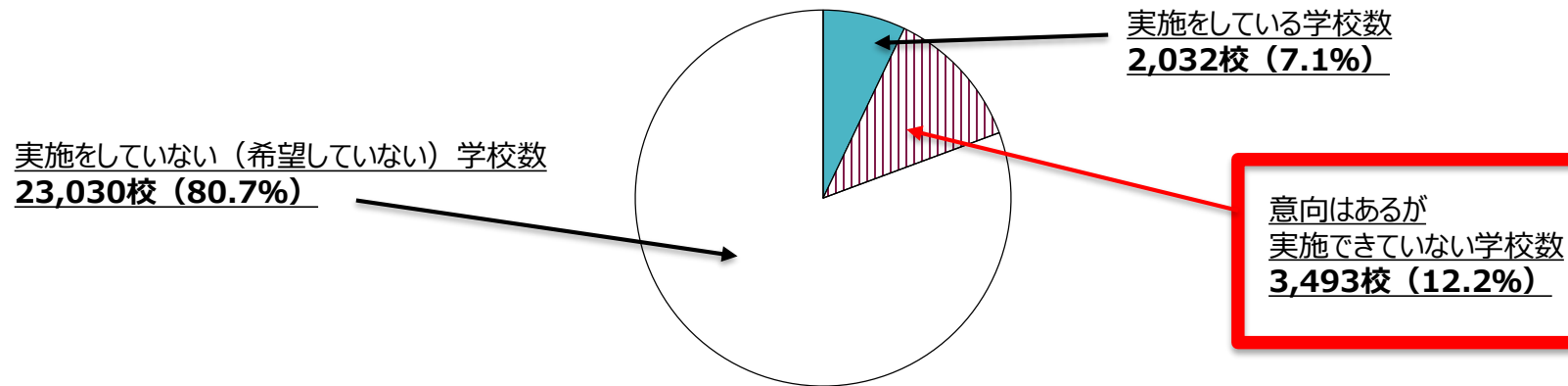
MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

- 2020年代の早期に、すべての初等中等教育段階の学校で、遠隔教育を活用した教育の質の向上を図っていくことができるよう、**実施状況や活用意向を把握**。

〔 学校における教育の情報化の実態等に関する調査
(2020年3月 確定値)
※中等教育学校・高等学校・特別支援学校を除く 〕

遠隔教育の実施状況



- 以上を踏まえ、学校に教師が必ずいることと同じように、**遠隔教育が、すべての学校にとって、その存在が当たり前なものとなるよう、KPIを設定し、その達成に向けて必要な施策を推進**。

遠隔教育に係るKPI

遠隔教育を実施したいが、できていない学校の割合……………**2023年度 0%** (※初等中等教育段階の学校)

推進施策

- (1) 遠隔教育の**連携先の紹介をはじめとした様々な支援・助言が受けられる環境の整備**
- (2) **「遠隔教育特例校」の推進**
- (3) 遠隔教育を実施するための基盤として、**「SINET」の初等中等教育への開放**

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)【概要】

令和3年1月26日
中央教育審議会

第I部 総論

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

成果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子どもたちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
- ①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながるができる居場所・セーフティネット）

課題

子どもたちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子どもたちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念
（自立・協働・創造）の継承

学校における
働き方改革の推進

GIGAスクール構想の
実現

新学習指導要領の
着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について

(1) 基本的な考え方

- ICTはこれからの学校教育を支える基盤的なツールとして必要不可欠であり、心身に及ぼす影響にも留意しつつ、日常的に活用できる環境整備が必要
- 今般の新型コロナウイルス感染症のための臨時休業等に伴う遠隔・オンライン教育等の成果や課題については、今後検証
- ICTは教師と児童生徒との具体的関係の中で、教育効果を考えて活用することが重要であり、活用自体が目的化しないよう留意する必要
- 対面指導の重要性、遠隔・オンライン教育等の実践による成果や課題を踏まえ、発達の段階に応じ、ICTを活用しつつ、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで、個別最適な学びと協働的な学びを展開

(2) ICTの活用や、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化による指導の充実

① ICTの日常的な活用による授業改善

- ・ ICTを日常的に活用できる環境を整え、「文房具」として自由な発想で活用できるようにし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かす

② 学習履歴（スタディ・ログ）など教育データを活用した個別最適な学びの充実

- ・ データ標準化等の取組を加速
- ・ 個々の児童生徒の知識・技能等に関する学習計画及び学習履歴等のICTを活用したPDCAサイクルの改善や、円滑なデータの引き継ぎにより、きめ細かい指導や学習評価の充実、学習を改善
- ・ 全国の学校でCBTを活用した学習診断などができるプラットフォームの構築
- ・ 学校現場における先端技術の効果的活用に向けた活用事例等の整理・周知

③ 全国的な学力調査のCBT化の検討

- ・ 全国学力・学習状況調査のCBT化について専門的・技術的な観点から検討を行うとともに、小規模から試行・検証に取り組み、段階的に規模・内容を拡張・充実

④ 教師の対面指導と遠隔授業等を融合した授業づくり

- ・ 発達の段階に応じて、学校の授業時間内において、対面指導に加え、目的に応じ遠隔授業やオンデマンドの動画教材等を取り入れた授業モデルの展開

⑤ 高等学校における遠隔授業の活用

- ・ 同時双方向型の遠隔授業について、単位数の算定、対面により行う授業の実施等の要件を見直し、対面指導と遠隔授業を融合させた柔軟な授業方法を可能化

⑥ デジタル教科書・教材の普及促進

- ・ 学習者用デジタル教科書の効果・影響について検証しつつ、使用の基準や教材との連携等も含め、学びの充実の観点から今後の在り方等について検討
- ・ 令和6年度の小学校用教科書改訂までの間においても、紙との併用が可能な環境下で学習者用デジタル教科書・教材の使用が着実に進むよう普及促進を図る

⑦ 児童生徒の特性に応じたきめ細かな対応

- ・ 不登校児童生徒、障害のある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒を支援しやすい環境の構築に向け、統合型校務支援システムの活用や帳票の共通化等により、個別の支援計画等の作成及び電子化を推進
- ・ 遠隔技術等を用いた相談・指導の実施、ICTを活用した学習支援、デジタル教材等の活用を推進
- ・ 障害のある児童生徒に対する遠隔技術を活用した自立活動支援に係る実践的研究

⑧ ICT人材の確保

- ・ 企業、大学等と連携し、地方公共団体がGIGAスクールサポーター、ICT支援員等のICT人材を確保しやすい仕組みの構築、人材確保・活用事例の全国展開
- ・ 事務職員に対するICTに関する研修等の充実
- ・ 教育委員会において、外部人材の活用も含めたICTの専門家の意思決定を伴う立場への配置促進、ICT活用教育アドバイザーの活用推進

(3) 特例的な措置や実証的な取組等

① 臨時休業時等に学校と児童生徒等の関係を継続し学びを保障するための取組

- ・ 感染症や自然災害等により、児童生徒等がやむを得ず登校できない場合における、学校の教育活動の継続、学びの保障の着実な実施に向けた制度的な措置等の検討・整理

② 学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育の活用

- ・ 学校で学びたくても学べない児童生徒（病気療養、不登校等）に対し、遠隔・オンライン教育を活用した学習を出席扱いとする制度や、成績評価ができる制度の活用促進に向けた好事例の周知、制度の活用状況の分析、より適切な方策の検討

③ 個々の才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会など新たな学びへの対応

- ・ 特異な才能のある児童生徒に対し、大学や研究機関等の社会の多様な人材・リソースを活用したアカデミックな知見を用いた指導に係る実証的な研究開発を推進
- ・ 義務教育段階において、教科等の特質を踏まえつつ、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設ける
- ・ 特別な配慮を要する児童生徒に対し、特別の教育課程を編成し、学校外での受講も可能とする遠隔教育を行う特例的な措置を講じ、対面指導と遠隔教育とを最適に組み合わせた指導方法の研究開発を実施
- ・ 高等学校段階において、家庭における同時双方向型オンライン学習を授業の一部として特例的に認め、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化を検討

ICTを活用した「令和の日本型学校教育」の実現（イメージ）

発達段階に応じて、ICTを活用しつつ、教師が**対面指導**と家庭や地域社会と連携した**遠隔・オンライン教育**とを**使いこなす（ハイブリッド化）**ことで、個別最適な学びと協働的な学びを展開

中山間地域の学校における
遠隔授業の活用

不登校児童生徒に対する
学習指導

海外の学校との交流学习や
大学と連携した指導

対面指導と遠隔・オンライン教育の
ハイブリッド化

病気療養児に対する
学習指導

学習履歴等を活用した
きめ細かい指導の充実や学習の改善

学習者用デジタル教科書の
普及促進

高等学校における
遠隔授業の活用

臨時休業時における
オンラインを含む家庭学習

全ての子供たちの可能性を引き出す、
個別最適な学びと、協働的な学びを実現

GIGAスクール構想の実現とは

Society 5.0時代を生きる子供たちに相応しい、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現するため、全ての児童生徒の「1人1台端末」等のICT環境を整備

- **令和元年度から令和5年度までの計画**として、**令和元年度補正予算**において、**学校における児童生徒「1人1台端末」と、高速大容量の通信ネットワーク**を一体的に整備するための予算（2,318億円）を計上。
- **令和2年度第1次補正予算**において、**「1人1台端末」整備の前倒しや、家庭でも繋がる通信環境**の整備など、**災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境の整備**に必要な予算（2,292億円）を計上。

➡ 上記に加え、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）」を踏まえ、**令和2年度第3次補正予算、令和3年度予算案へ「GIGAスクール構想の拡充」等、ICT環境の整備や、活用に必要な経費**を計上。
これらを通じて、**GIGAスクール構想の実現をさらに加速**。

GIGAスクール構想の実現

4,819億円(文部科学省所管)

令和元年度補正予算額 2,318億円
令和2年度 1次補正予算額 2,292億円
令和2年度 3次補正予算額 209億円

※「通信環境の円滑化」は学校施設環境改善交付金の内数

Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。

目指すべき
次世代の
学校・
教育現場

- ✓ **学びにおける時間・距離などの制約を取り払う** ～遠隔・オンライン教育の実施～
- ✓ **個別に最適で効果的な学びや支援** ～個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有～
- ✓ **プロジェクト型学習を通じて創造性を育む** ～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現～
- ✓ **校務の効率化** ～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～
- ✓ **学びの知見の共有や生成** ～教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)～



児童生徒の端末整備支援

3,149億円

○ 「1人1台端末」の実現

◆ 国公立の小・中・特支等義務教育段階の児童生徒が使用するPC端末整備

を支援 対象：国・公・私立の小・中・特支等
国立、公立：定額(上限4.5万円) 令和元年度 1,022億円
私立：1/2(上限4.5万円) 令和2年度 1次 1,951億円

◆ 国公立の高等学校段階の低所得世帯等の生徒が使用するPC端末整備を支援

対象：国・公・私立の高・特支等 令和2年度 3次 161億円
国立、公立：定額(上限4.5万円)
私立：原則1/2(上限4.5万円)

○ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる

障害に対応した入出力支援装置の整備を支援

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等 令和2年度 1次 11億円
国立、公立：定額 私立：1/2 令和2年度 3次 4億円

学校ネットワーク環境の全校整備

1,367億円

○ 小・中・特別支援・高等学校における校内LAN環境の整備を支援

加えて電源キャビネット整備の支援

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等 令和元年度 1,296億円
国立、公立：1/2 国立：定額 令和2年度 1次 71億円

学習系ネットワークにおける通信環境の円滑化

○ 各学校から回線を一旦集約してインターネット接続する方法をとっている自治体に対して、**学習系ネットワークを学校から直接インターネットへ接続する方式に改めるための整備を支援**

対象：公立の小・中・高・特支等 公立：1/3 学校施設環境改善交付金の内数

GIGAスクールサポーターの配置促進

105億円

○ 急速な学校ICT化を進める自治体等のICT環境整備等の知見を有する者の

配置経費を支援 対象：国・公・私立の小・中・高・特支等 令和2年度 1次 105億円
国立、公立：1/2 国立：定額

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備 197億円

○ 家庭学習のための通信機器整備支援

Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、**LTE通信環境(モバイルルータ)の整備を支援**

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等 令和2年度 1次 147億円
国立、公立：定額(上限1万円) 私立：1/2(上限1万円) 令和2年度 3次 21億円

○ 学校からの遠隔学習機能の強化

臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、**学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援**

対象：国・公・私立の小・中・高・特支等 令和2年度 1次 6億円
国立、公立：1/2(上限3.5万円) 国立：定額(上限3.5万円)

○ オンライン学習システム(CBTシステム)の導入

学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能な**オンライン学習システム(CBTシステム)の全国展開等**

令和2年度 1次 1億円
令和2年度 3次 22億円

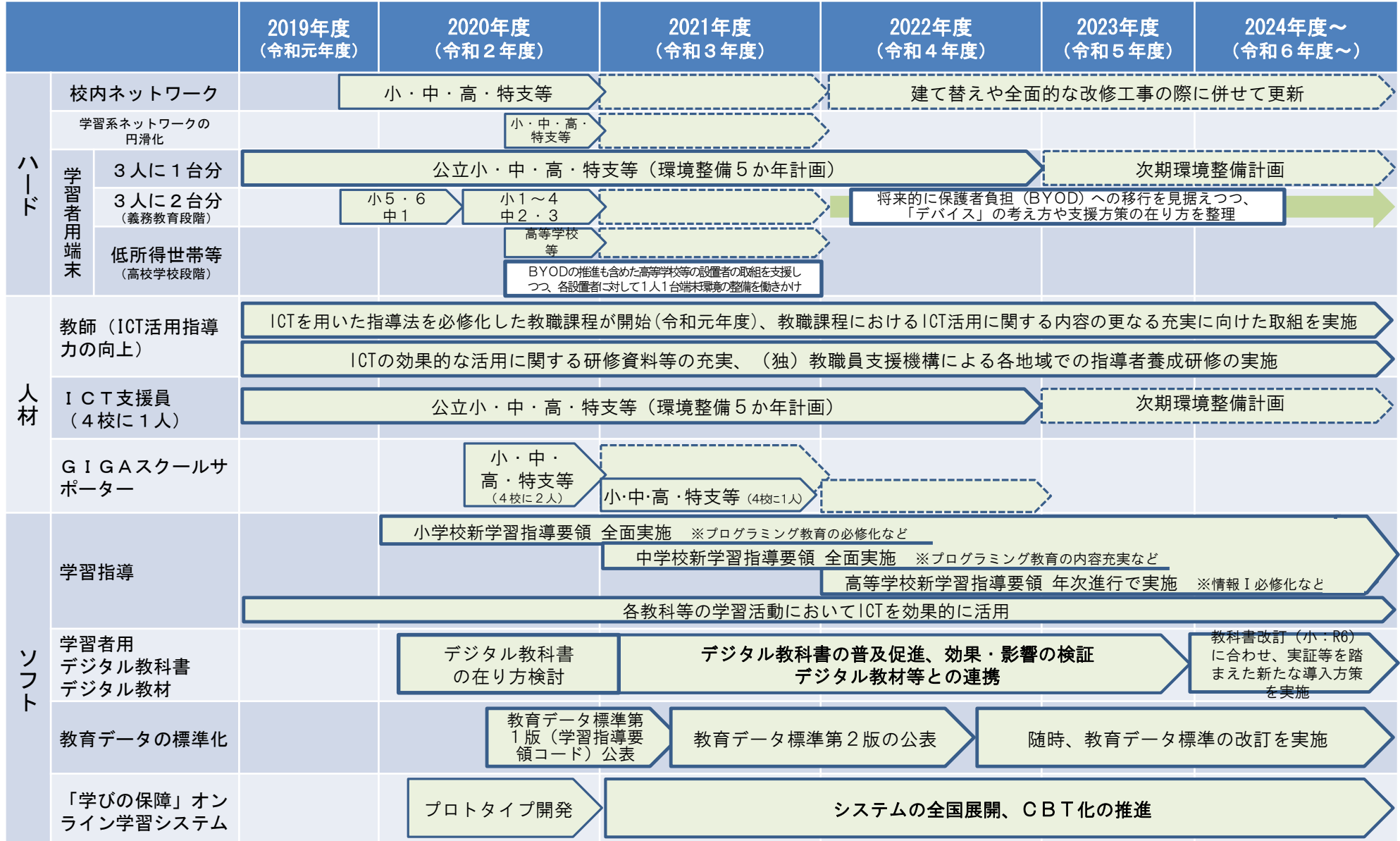


「GIGAスクール構想」の実現ロードマップ（イメージ）

全ての授業で「1人1台端末」で
デジタル教科書をはじめとするデジタルコンテンツをフルに活用
教師の指導や児童生徒の学びを支援する観点から教育データを活用



多様な子供たちの資質・能力を育成するための個別最適
な学びと協働的な学びの実現



<遠隔・オンライン教育に関連する制度・通知等>

授業目的公衆送信補償金制度の概要

- ICTを活用した教育を推進するため、**著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランス**をとった制度。補償金を一括で支払うことにより、著作物を**無許諾利用**できる範囲が拡大。

無許諾・無償

(著作権法第35条第1項)

複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



複製して配布



(著作権法第35条第3項)

遠隔合同授業等のための公衆送信

対面授業で使用した資料や講義映像を遠隔合同授業等(同時中継)で他の会場に送信



同時中継 遠隔地の会場



要許諾 (権利者毎の使用料)

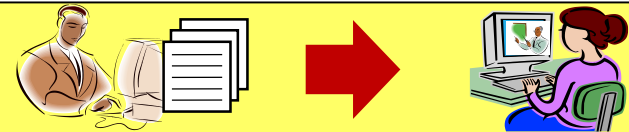
⇒無許諾・有償 (文化庁が認可する補償金)

(著作権法第35条第1項・第2項)

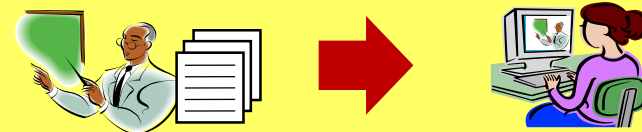
平成30年の改正範囲

その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

制度の意義 教育向けのコンテンツのサブスクリプションサービス

- あらゆる種類の著作物利用についてワンストップの指定管理団体を通じ権利の一括処理が可能に。
- 無断利用を止められる「許諾権」を制限することにより、遠隔教育等での著作物等の利用を促進し、教育などの未来への投資に生かす。
- 一方、作家や作曲家などクリエイターへの対価還元により次なる創作を促す。

許諾権の制限とワンストップの窓口 コンテンツの定額利用サービス

学校など
教育機関の設置者※1



補償金の
支払い

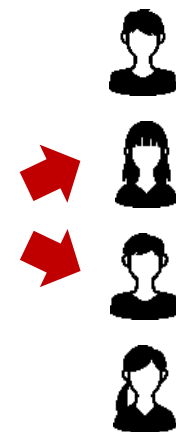


指定管理団体※2

授業目的公衆送信
補償金等管理協会
(SARTRAS)



分配業務受託団体
(著作権等管理事業者等)



補償金の
分配

作家や作曲家
などの権利者

●利用のための許諾が不要

- ⇒権利者を探さなくていい
- ⇒利用を断られない

●早くて簡便な手続

- ⇒授業準備に余分な手間を取らない
- ⇒教員や児童生徒は手続き不要

学生等1人当たり年間数百円程度 で何度でも利用可能※3

(補償金額の一例)

- 大学 720円
- 中学校 180円
- 高校 420円
- 小学校 120円

(補償金額については、指定管理団体が教育機関の設置者代表からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可。)

※1：著作権法第35条第1項・第2項。 ※2：著作権法第104条の12。 ※3：学部や学科、学年、クラス別に支払いの有無を区分可能。人口減などで教育機関の維持が困難な地域に存する教育機関や通信制教育機関、特別支援学校・学級、履修証明プログラムの履修者、科目等履修生については50%減額。詳細は授業目的公衆送信補償金規程を参照。

遠隔教育特例校について

遠隔教育特例校制度とは

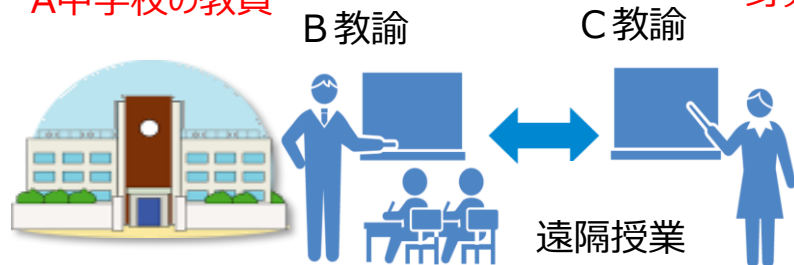
学校教育法施行規則第77条の2等に基づき、中学校等において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして、一定の基準を満たしていると文部科学大臣が認める場合、**受信側の教員が当該免許状を有していない状況でも、遠隔にて授業を行うことを可能とするもの。**

(令和元年8月21日に関係省令・告示を公布・施行)

※イメージ（英語を例とした場合）

英語の免許状を
保有していない
A中学校の教員

中学校の英語の免許状および
A中学校の教員としての
身分を有する者(兼務発令等)



A中学校 (受信側)

遠隔教育特例校

※配信側については場所や生徒の有無は問わない

指定までの流れ

申請

都道府県の教育委員会
又は知事を経由して、申請書を提出

審査・指定

実施計画を審査し、基準を満たしている場合、遠隔教育特例校に指定



中学校等の
管理機関



文部科学省

文部科学省

【背景】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

【概要】

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・個々の状況に応じて、**教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること**

3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、**日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること**

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の**社会的な自立を目指すもの**であり、かつ、**不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援**を実施していると評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が**現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動**であり、かつ、**児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断**する場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★ICTや郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること
- ★訪問等による対面指導が適切に行われること
- ★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- ★校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



小・中学校段階における病気療養児に対する

同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

平成30年9月に、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」において取りまとめた施策方針を踏まえ、病気療養児（※1）に対する同時双方向型の授業配信について、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価に反映できることとした。

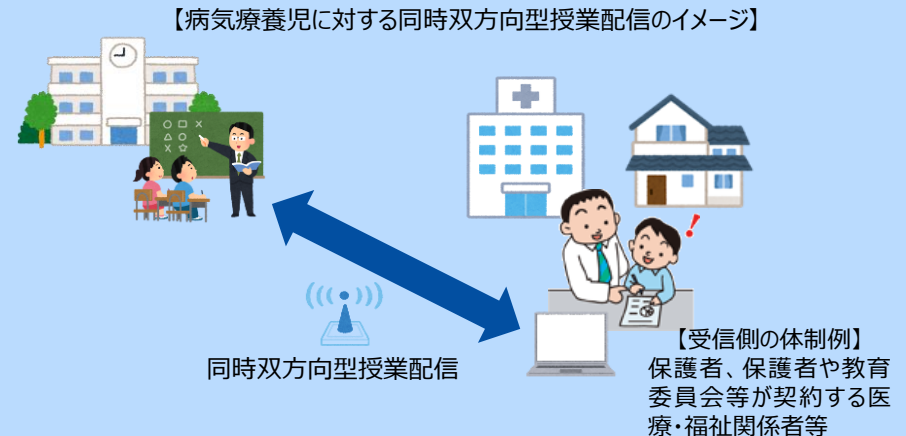
※1 本取扱いにおける病気療養児に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等をもとに、年間延べ30日以上欠席ということ参考として、小・中学校等又はその管理機関が行う。

通知概要（平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知）

小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（同時双方向型授業配信）、校長は、**指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができる**こととする。

◆留意事項

- 配信の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者であること
- 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
- 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に訪問すること等により、病気療養児の学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと 等



病気療養児に対する遠隔教育の取組事例

病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、

学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円滑な復学等の効果が見られた

自宅療養中の児童に対する授業配信（※2）



退院後、体調が悪くて登校できない小学校6年生の児童から、テレビ会議システムによる授業配信の要望を受け、在籍校において、板書の見える位置と学級全体の様子が分かる位置にWEBカメラを設置し、1日1時間の授業配信（同時双方向型）を実施した。

病室で療養中の生徒に対する授業配信



クリーンルームで治療中の中学生について、本校教室とクリーンルームをつなぎ、花の分解と観察の授業を実施した。教室の生徒が、教員と同じ手順で花の分解・観察をし、クリーンルームの生徒はその中継を見ながら、担当教員が教科書で補足的に説明しながら学習を進めた。

※2 平成29年度入院児童生徒等への教育保障体制整備事業の取組を基に文部科学省において作成。なお、本資料における遠隔教育については、ICT環境を利用した遠隔システムによる授業配信や交流等を指す。

感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について (令和3年2月19日初等中等教育局長通知)

感染症・災害等の非常時に、臨時休業・出席停止等※によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒

対象

感染症：学校保健安全法第19条による出席停止、第20条による臨時休業の対象となる感染症の予防

災害等：学校教育法施行規則第63条に規定する非常変災その他急迫の事情

※非常変災等児童生徒・保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合を含む

平常時

・学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであることを踏まえ、平常時から**非常時を想定した備え**しておく

・非常時にも学習を継続できるように**ICT環境を整備**

非常時

- ・まずは可能な限り感染リスク低減・安全確保をした上で、**児童生徒が登校して学習できるようにすることが重要**
- ・**感染症・災害等の状況に応じて**、地域・学校・児童生徒の実情等を踏まえながら、**学校において必要な措置を講じる**
- ・特に**一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合**などには、指導計画等を踏まえた教師による**学習指導と学習状況の把握**を行う

＜自宅等における学習の取扱い＞

- ・教師が日々状況を把握し、児童生徒の学習改善や教師の指導改善に生かすことが重要
- ・自宅等における学習状況・成果を**学習評価に反映可能**
- ・教師による学習指導が一定の要件を満たしており、学習状況・成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再指導不要と校長が判断した場合、**再度学校における対面指導で取り扱わないことが可能**
 - * 一部の児童生徒への学習内容の定着が不十分な場合、別途、個別に補習等を実施

＜指導要録上の取扱い＞

- ・「**欠席日数**」としては**記録しない**
- ・以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合、「**オンラインを活用した特例の授業**」として**指導要録に記録**
 - ① **同時双方向型**のオンラインを活用した学習指導
 - ② **課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換**をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）
 - * **非常時のやむを得ない場合の対応**であり、**登校再開後の学習への円滑な接続に資するよう行われることが重要**
 - * 令和3年4月1日から実施（特段の事情がある場合はこの限りでない）

登校再開後

- ・対面により学習状況を把握し、必要に応じて、**補充授業や補習等を実施**
- ・非常時に臨時休業を行い、標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって法令違反とはならない
- ・各学年の課程の修了・卒業の認定は弾力的に対処し、**進級・進学等に不利益が生じないよう配慮**

(参考) 中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」(令和3年1月26日) (抄)

「感染症や自然災害等により、臨時休業等が行われるなど、児童生徒等がやむを得ず登校できない場合においても、……児童生徒等の学びの保障を着実に実施するために、制度的な措置等について検討・整理することが必要である。」

(参考) 規制改革推進会議「当面の規制改革の実施事項」(令和2年12月22日) (抄)

「災害を含めた非常時に、……対面授業に相当する効果が得られるとされる状況であれば、オンラインを活用した教育を実施した場合に、特例の授業として認める。」

高等学校段階における遠隔教育の推進について（概要）

- 平成27年4月より、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業を正規の授業として制度化し、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても、同時双方向型の遠隔授業を行うことができることとしている。
- これまでの取組状況を踏まえ、高等学校段階における遠隔教育の一層の推進を図る観点から、高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項の改正を行うこととする。

主な要件・留意事項（改正前）

● 修得単位数関係

卒業までに必要な単位数（74単位以上）のうち、遠隔教育による修得単位数は36単位まで。

● 対面授業の必要時間数関係

対面により行う授業を、各教科・科目等の特質に応じた相当の時間数行うこと。

（例）

- ・国語総合（4単位）の場合は、4単位時間、
- ・数学Ⅰ（3単位）の場合は、3単位時間、
- ・コミュニケーション英語Ⅰ（3単位）の場合は、12単位時間等

主な要件・留意事項（改正後）

● 単位数算定の弾力化

遠隔授業を活用して修得する単位のうち、主として対面により授業を実施するものは、36単位までとされる単位数の算定に含める必要はないこととする。

⇒ 卒業までの全ての授業の中で、その一部に遠隔授業を取り入れることが可能となる。

● 対面授業の必要時間数の見直し

年間2単位時間以上を確保しつつ、各教科・科目等の特質を考慮して各学校で柔軟に設定可能とする。
※1単位科目は年間1単位時間以上でも可

（参考）受信側の体制の在り方に関する実証研究の実施【令和3年度予算案2.1億円計上※】

● 中山間地域・離島等の小規模高校における受信側の教員配置の特例措置・在り方検討

- ・ 教員の配置に代えて、実習助手や学習支援員などの受信校の身分を有し、安全管理や学習支援等を行うことができる者の配置をすることを特例的に可能とし、小規模高校の受信側の体制の在り方について実証研究を実施する（13箇所程度）。

※地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業（COREハイスクール・ネットワーク構想）

(参考) 遠隔授業 [教科・科目充実型] を行う際の主な留意事項について

改正前

生徒数	・同時に授業を受ける生徒数は、原則として40人以下とすること。
配信側	・受信側の高等学校等（生徒の在籍する高等学校等）の身分を有すること。 ・学校種や教科等に応じた相当の免許状を有すること。
受信側	・原則として 教員を配置するべき であること。 ※病室等において病気療養中の生徒等に対して遠隔授業を行う場合には、教員配置は必ずしも要しない（その場合には、病室等での適切な体制整備が必要）
学習評価	・単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること。（受信側教員はそれに協力）
その他	・遠隔授業を行う各教科・科目等の特質に応じ、 対面により行う授業を相当の時間数行うこと 。 ※国語・地理歴史・数学等：1単位当たり1単位時間（50分）、理科・外国語等：1単位当たり4単位時間 等 ・ 36単位を上限 とすること。 ※病室等において病気療養中の生徒等に対して遠隔授業を行う場合には、単位数上限の算定には含めない。

改正後

生徒数	・同時に授業を受ける生徒数は、原則として40人以下とすること。
配信側	・受信側の高等学校等（生徒の在籍する高等学校等）の身分を有すること。 ・学校種や教科等に応じた相当の免許状を有すること。
受信側	・原則として 教員を配置するべき であること。 ※病室等において病気療養中の生徒等に対して遠隔授業を行う場合には、教員配置は必ずしも要しない（その場合には、病室等での適切な体制整備が必要） ※ 受信側の体制の在り方に関する実証研究をCOREハイスクール・ネットワーク構想で実施【実証研究】
学習評価	・単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること。（受信側教員はそれに協力）
その他	・遠隔授業を行う各教科・科目等の特質に応じ、 対面により行う授業を相当の時間数行うこと 。 ※ 年間2単位時間以上を確保しつつ、各教科・科目等の特質を考慮して各学校で柔軟に設定可能（1単位科目は年間1単位時間以上でも可）【改正】 ・ 36単位を上限 とすること。 ※ 主として対面により授業を実施するものは単位数上限の算定に含めない。【改正】 ※病室等において病気療養中の生徒等に対して遠隔授業を行う場合には、単位数上限の算定には含めない。